# あんぜん

第 3 1 9 号

令和3年3月号

発行:企画部技術調査課

地

䜣

## 直轄工事で死亡事故発生!

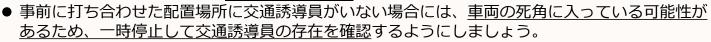
工事区域内で交通誘導員と工事関係車両が接触

2月下旬、河川堤防強化工事において、盛土材搬入のため、工事用道路を後進していた10t ダンプトラックと、配置箇所へ向かって現場内を歩行していた交通誘導員が接触、**死亡する事故が発生**しました。

本事故の原因については現在調査中ですが、今回のような工事関係車両と交通誘導員の接触事故は、どの工事現場でも起こりえる事故です。今一度、それぞれの役割や作業等に潜む危険について考え、事故に繋がる不安全行動を排除するとともに、年度末に向け、より一層の事故防止に努めてください。

## 工事車両運転者の注意点

- 誘導者がいない状態では後進しないようにしましょう。
- 立入禁止区域だからといって、後方に人がいないと思い込まず、 工事車両を後進させる際は、後方の確認を徹底しましょう。



▼ 工事車両の動きをしっかりと周りに知らせるためにも、バックライトやバックブザー等が故障していないか等、始業前に十分確認しましょう。

## 交通誘導員の注意点

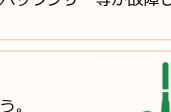
- 事前に打ち合わせた配置場所と異なる場所で誘導しないようにしましょう。
- 警笛を使い、大きなアクションで明確な合図を行いましょう。
- 一般車両や歩行者を誘導しながら工事車両も誘導しなければならない場合など、危険 を確実に回避することが困難と思われる場合は、現場管理者等と協議し、誘導方法や 配置などを見直しましょう。
- 作業音で周囲の作業員にバックブザーや警笛の音が聞こえない場合もあります。<u>不安全行動の</u> 作業員がいないことにも注意しましょう。

## 現場管理者等の注意点

- 交通誘導員が誘導業務を行う際には、一般車両や歩行者の誘導の他に、現場の工事車両等の誘導も行なわなければならないのか等、役割を明確に指示しましょう。
- 工事車両等を誘導することがある場合には、<u>合図、配置位置、移動範囲等を定め、交通</u> 誘導員と運転者に明確に指示しましょう。
- 作業進捗によって、作業箇所の形状等が変化する現場では、その変化に応じた交通誘導員の配置 位置、全体の作業を監視する者の氏名等を含む作業計画・作業手順を明確に定め、関係者全員に 周知しましょう。
- 複数の作業箇所が同時に進行する場合は、十分に連絡調整を行うとともに、<u>作業箇所毎の責任者</u> を明確にしましょう。
- 交通誘導員の経験等を確認し、誘導内容や危険度に応じた人員配置を行いましょう。

### 作業現場では

- ▼ 工事車両等と接触するおそれのある箇所に作業員や交通誘導員が立ち入らないよう、立入禁止区域の明示を徹底しましょう。
- 現場の状況に応じた作業方法を事前に検討し、予定されていない工事車両の移動であっても、 必要に応じて誘導者を配置しましょう。



しつかり確認





## 特殊車両誘導車の配置条件が改正・施行されます

~ 誘導車の運転には講習受講が必要 ~

人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、特殊車両の通行許可をする際の誘導車の配置条件が合理化されます。また「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」が作成され、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等が明確化されます。

改正・施行は令和3年3月29日ですが、1年間は現行・改正後、どちらの配置条件でも通行可 そです

能です。 	R3.3.29		R4.3.29~	
現行の配置条件	通行可能			
改正後の配置条件			通行可能	

#### ■誘導車配置等条件

#### 現行

通行条件	重量に関する条件	通行条件	寸法に関する条件
A条件	• なし	A条件	• なし
B条件	·徐行·連行禁止 <sup>※1</sup>	B条件	• 徐行
C条件	・徐行・連行禁止※1 ・前後2台の誘導車を配置	C条件	・徐行 ・前後2台の誘導車を配置
D条件	・徐行・連行禁止※1 ・前後2台の誘導車を配置 ・他車併進不可※2 ・道路管理者による別途指示	D条件	

- ※1 連行禁止:2台上の特殊車両が縦列をなして、 同時に橋、高架の道路等を渡ることを禁止する措置
- ※2 他車併進不可:2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行

#### 改正後

通行条件	重量に関する条件	通行条件	寸法に関する条件
A条件	・なし	A条件	・なし
B条件 橋梁等	• 徐行	B条件	・徐行
C条件 橋梁等	<ul><li>・徐行</li><li>・通行する車線の同一径間内(概ね60 m程度)を他の車両と同時に通行しない</li><li>・後方に1台の誘導車を配置</li></ul>	C条件 屈曲部 幅員狭小部 上空障害箇所	<ul><li>・徐行</li><li>・対向車等との衝突、接触その他の事故の危険性を生じさせない状態で通行する</li><li>・前方に1台の誘導車を配置</li></ul>
D条件 橋梁等	・ Cの各条件 ・可能な限り、 <u>隣接車線の同一径間を</u> 他 の車両と同時に通行しない**	C条件 交差点	<ul> <li>・徐行</li> <li>・対向車等との衝突、接触その他の事故の危険性を生じさせない状態で通行する</li> <li>・ 前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折する</li> </ul>

※他の車両がない状態で通行するために、対向車や追越車の全てが通行し終えるまで待機や一時停止をしなくてはならない場合があります。詳しくは「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン(下記URL)」参照。

#### ■誘導車の運転者

現行 誰でも可

改正後

国土交通省が定める講習を受講した者

講習の詳細は下記URLを参照

#### ■誘導を他の事業者に委託する場合

通行が終了するまでの間、以下の方法等により、**誘導車の運転者の受講終了を必要に応じて確認**できるようにしてください。

- ○受講終了所の写しを事前に提出させ、控えておく。
- ○誘導車の運転者が本人の受講終了書を携帯していることを確認しておく。





詳しくは国土交通省HP「誘導車の配置条件の改正」をご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/



## 新型コロナウィルス感染症への対応について

~ 今一度 気を引き締めて行動を! ~

新型コロナウィルス感染症の患者が国内で初めて確認された昨年1月15日から1年以上経ちました。ニュースレター「あんぜん」でも昨年の3月(第307号)には特別号として対策方法をお知らせしております。引き続き対応をお願いします。

ワクチンの接種が始まりましたが、すべての人に行き渡るまでには時間がかかります。

感染防止の基本である、手洗い、マスク着用、消毒の徹底、密閉・密集・密接の3密を避け、 建設現場での感染防止対策を再確認しましょう。

#### 「ハンドソープで 手洗いの効果 ハンドソープで 10秒もみ洗い後。 流水で 手洗いなし 10秒もみ洗い後。 流水で15秒すすぎし 15秒すすぎ 流水で15秒すすぎ を2セット )約百個 > 約100万個 約1万個 ( )数個 1/100万 1/1万 1/100

#### マスクの効果

マスクは、相手のウイルス吸入量を減少させる効果以上に、自分からのウイルス拡散を防ぐ効果が高くなります。

仮に50センチの近距離に近づいた場合でも、相手がマスクを着用することよりも、自分がマスクを着用する方の効果がより高く、双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを7割以上抑えるという研究結果があります。

<u>自分から相手への感染拡大を防ぐため、会話時にはいつもマスクを着用</u> しましょう。

)	相手	自分	効果
	<b>(1)</b>	<b>⊕</b>	Δ
	<b>—</b>	$\bigoplus$	0
<u> </u>	<b>=</b>	<b>=</b>	0

#### 感染リスクが高まる

「5つの場面」に気をつけましょう!

- 1 飲酒を伴う懇親会
- 2 大人数や長時間の飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 居場所の切り替わり~

● 仕事での休憩時間に入ったときなど、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。



◆ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。

新型コロナウィルスの感染拡大が止まらない中、マスクの常時着用、外出自粛などの非日常が続き、ストレス解消もしづらい毎日で「コロナ疲れ」とも呼ばれる精神面への影響がみられるようになってきました。

ストレスが過剰に積み重なった場合、頭痛や不眠、慢性的な疲労などの身体面の不調、イライラや強い緊張、集中が続かないなど精神面の不調を引き起こし、ミスを誘発する可能性があります。

これらの反応は、決して特別なものではなく、誰にでも起こり得る自然な心理的反応です。

各自治体ではこころの相談を受け付けています。もし不調が続く場合は、相談窓口へ相談して みましょう。

### 新規入場者等が多数従事する場合は、しっかりと準備を行いましょう

建設業において、**新規入場者や現場入場経過日数の浅い入場者が災害に遭う傾向にあります**。その主な原因は、当該現場での**安全衛生についての知識が乏しく不安全な作業や行動が多いため**です。

新規入場者等の知識や経験、技能は様々であることから、全ての新規入場者等に一律に行うことは 必ずしも効果的ではありません。<u>効率的に教育を実施するためには、個人特性や入場の形態に合わせて教育方</u>法、内容などを事前に決めておくことが重要です。

特に、4月は年間を通して新規社員や新規入場者が多くなる時期です。教育内容を取り決め、内容分かりやすくまとめた資料等をしつかり準備するようにしましょう。

